

## 《 交通安全知識テスト（自転車ルール編） 》 解答・解説

番号	解答	解説
1	○	道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところでは、車道通行が原則です。但し、自転車通行可の歩道は走ることができます。※
2	×	自動車と同じように、車道の左側を通行します。右側通行は、対面する自動車・バイク、自転車と正面衝突のおそれがあり大変危険です。
3	○	例外的に歩道を走ることができる場合、車道寄りを通行してください。
4	×	歩道上はあくまで歩行者が優先です。歩行者に配慮し、徐行で通行しましょう。
5	○	二人乗りは、バランスを崩しやすく危険です。幼児を乗せる装置などを設置して幼児を乗せる場合等は例外的に認められていますが、原則は禁止です。
6	×	「並進可」の標識のある場所では2台まで並進できますが、その他の場所での並進は原則として禁止です。併走していると隣の自転車と接触したり、危険回避ができなかったりして危険です。
7	○	無灯火での通行は危険です。自分の視界確保のためだけでなく、他の車両や歩行者に気づいてもらうためにも、夜間は必ずライトを点灯させましょう。
8	×	自転車でも一時不停止は違反です。交通ルールはきちんと守りましょう。一時停止の標識が設置されている場所は事故の多い場所と考えてください。

※その他の例外もあります。

（警察庁WEBを参照し作成）